

中小企業振興基本条例調査特別委員会

(令和7年2月7日)

○ 加納康樹委員長

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより中小企業振興基本条例調査特別委員会を開催させていただきたいと思っております。お寒い中、様々に、多数の方にご参集いただきましてありがとうございます。

まず、冒頭に確認だけなんですけど、事務局のほうから、皆さんにお越しいただく際にもお断りがあったかと思うんですが、四日市市議会のほうの特別委員会はインターネットの公開というものをさせていただいております。ですので、もし、いや、ちょっと困るという方がいれば、別にインターネットに載せないということもできるんですが、通常どおりインターネット公開の委員会ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。では、インターネット中継を開始させていただきます。

本日は、本当にここ数日、寒い中なんですけど、本当に皆様、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。中小企業、そして小規模企業の皆様に対して、行政としてちゃんと様々に関わっていかうと、こういうふうな条例を議会のほうからつくるという、そういうことをさせていただいております。それに当たっては、関係する各位の皆様のご意見も頂戴したいと、こういうことで本日、皆様をお招きさせていただきお越しいただいたというところでございます。

では、時間に限りもありますので、順次進めてまいりたいと思っておりますが、まずは、こちらの委員側のほうからの自己紹介ということでさせていただきますので、よろしく願います。

まずは副委員長から願います。

○ 上 麻理副委員長

皆様、おはようございます。副委員長をさせていただきます上 麻理と申します。よろしく願います。

○ 今村厚美委員

皆様、おはようございます。私、今村厚美と申します。よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員

おはようございます。樋口博己でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 平野貴之委員

平野貴之と申します。よろしくお願いいたします。

○ 田中 徹委員

田中 徹と申します。よろしくお願いいたします。

○ 加納康樹委員長

それでは、ご出席をいただいた皆様のほうも、ご所属とお名前、プラスアルファもあっても結構なのですが、一言ずつ賜りたいと思います。

宮崎様のほうからお願いします。

○ 宮崎三重県中小企業家同友会相談役理事

三重県中小企業家同友会の相談役理事の宮崎でございます。

私、実は三重県中小企業・小規模企業振興条例を制定するときにも関わらせていただきましたので、今日は同友会の代表としてまいりました。よろしくどうぞお願いします。

○ 成川三重県中小企業家同友会事務局長

三重県中小企業家同友会事務局、事務局長を仰せつかっております成川と申します。よろしくお願いいたします。

○ 森四日市商店連合会長

四日市商店連合会の会長をしております森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **種村連合三重三泗地域協議会事務局長**

おはようございます。労働組合の連合三重三泗地域協議会の事務局長を仰せつかっております種村といたします。よろしく申し上げます。

○ **西川連合三重三泗地域協議会特別幹事**

皆さん、おはようございます。同じく連合三重三泗地域協議会の特別幹事の西川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ **熊本萬古陶磁器振興協同組合連合会理事長**

おはようございます。萬古陶磁器振興協同組合連合会の理事長の熊本といたします。よろしく申し上げます。

○ **佐治萬古陶磁器振興協同組合連合会副理事長**

おはようございます。萬古陶磁器振興協同組合連合会の副理事長の佐治と申します。よろしく申し上げます。

○ **山下四日市商工会議所専務理事**

おはようございます。四日市商工会議所専務理事の山下でございます。よろしく願いいたします。

○ **井田四日市商工会議所事務局長**

おはようございます。四日市商工会議所事務局長の井田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○ **坂下四日市商工会議所経営支援部長**

おはようございます。四日市商工会議所の経営支援部の部長の坂下と申します。よろしく願いいたします。

○ **川谷四日市商工会議所経営支援課長**

おはようございます。四日市商工会議所の経営支援課の課長をしています川谷と申します。よろしくお願いいたします。

○ **坂上楠町商工会事務局長**

おはようございます。楠町商工会事務局長の坂上と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○ **加納康樹委員長**

ありがとうございます。

そして、出席もいただいておりますので、理事者の皆様も一言ずつお願いします。部長からどうぞ。

○ **石田商工農水部長**

おはようございます。商工農水部長の石田と申します。よろしくお願いいたします。

○ **武藤商工農水部理事**

おはようございます。商工農水部理事の武藤と申します。よろしくお願いいたします。

○ **秦商工農水部参事兼商業労政課長**

商業労政課課長の秦でございます。よろしくお願いいたします。

○ **釜瀬工業振興課長**

おはようございます。工業振興課長の釜瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○ **原政策推進監兼商業労政課課長補佐**

おはようございます。商工農水部政策推進監の原と申します。よろしくお願いいたします。

○ **篠後工業振興課工業政策係長**

おはようございます。工業振興課の篠後と申します。よろしくお願いいたします。

○ 加納康樹委員長

以上の皆様で、今日、限られた時間ではありますが、有意義な意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。お手元に配らせていただいておりますが、私ども特別委員会のほうで、素案というところまではこの基本条例に関してまとめさせていただきました。まずは一通りこちらのほうからご紹介をさせていただきます。その後に、皆様のほうからも、どのような形でも結構ですので、ご助言であったり、ご指摘であったりというものを賜ればと、このように思っている次第でございます。

この素案、ホチキス留めでございます。そちらのほうをお手元に持っていただいて、まずは前文に関して、ここだけはきちんと朗読をさせていただいた上で確認をさせていただきます。後のものはある程度かいつまみながら皆様にもご紹介をさせていただくところでございます。

では、前文の朗読、事務局のほうでお願いいたします。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

お手元にお配りをさせていただきました（仮称）四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例素案の前文を読み上げさせていただきます。

（事務局朗読）

○ 加納康樹委員長

このように、まず、前文という形で、この条例がどういう経緯で、四日市というところの成り立ち、そして発展をしてきました。現状こういうふうになっています。そして課題があります。そしてさらには課題解決のためにこういう条例を定めていきますという、こういう流れで前文を作成させていただいているというものでございます。ご意見等は後でまとめて伺います。

まずは次の2ページ、目的のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらで、この条例は、中小企業・小規模企業が地域経済のというふうにさせていただいております。実はここの委員会をスタートするときは、ここの、私どもの特別委員会が

中小企業振興基本条例調査特別委員会というように、中小企業という形の一くくりでスタートをしたんですが、委員のメンバーと意見交換をする中で、中小企業、そして小規模企業というところもきちんと打ち出すべきだと、こういう意見もありましたので、このように分けさせていただいております。ですので、前文のところにもそのような並列の表記があるということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

そして、3ページのところで、定義でございます。

条例ですので、それぞれの言葉について、例えば中小企業はこういうものですよ、小規模企業はこういうものですよということでお示しをして、それぞれを確認している。形式的なところが多いんですが、このようになっているというものでございます。

委員会の中で少し議論になったのは、定義とありまして、その下、3ページの下段に解説、そして表がありますが、一旦話題になったのは、中小企業と中小企業者、小規模企業と小規模企業者って何だという、そういうふうな議論もあったんですが、これらに関しては定義として、中小企業と表現する場合は中小企業全般を指しますよと。中小企業者といいますと、その中小企業の単体のそれぞれの会社、団体と、こういうふうな意味なんですよということで整理をさせていただいて、両方の名前が出ておりますが、きちんと分け隔てて考えているというところをご紹介だけさせていただきます。

そして、3ページ、4ページにも関わるんですが、定義の第9号のところで、市民等とさせていただいております。四日市市民に限らず、四日市に通勤または通学する方も含まれますよということで、ここを市民等としているというところも確認をしていただきたい一つの項目でもございます。

5ページに進みまして、基本理念というところの規定をさせていただいております。

条例の文章もそのとおりなんですが、解説のほうもご覧いただいたほうが分かりやすいかもしれませんが、中小企業基本法、そして小規模企業振興基本法、それらの趣旨でこの三つの理念というものがあるんですよということで、(1)、(2)、(3)ということになっています。まずは中小企業の皆様の自主的な努力を基本とするものの、そしてその中小企業が育つ環境をつくることについてこの条例は寄与するという、そしてお互いにそれぞれ規定された皆様が連携・協働の下で、この中小企業の条例もつくっていくという、そういうふうなことを示しております。

6ページに進ませていただいて、市の責務というところを記載させていただいております。ここは責務という形で、必ずしてくださいという、そういう意味合いで閲覧をいただ

いて結構なんです、冒頭にありますように、市は中小企業等の振興施策を総合的に推進するものとするということを明記させていただいております。

じゃ、具体的にどのようなことを市に求めるのといえますと、下段の解説というところ、こちらにもある程度、具体にも書かせていただいておりますが、解説の２段落目で、市は中小企業等へヒアリングをしていただくということ。そして、３段落目の１行目から２行目にかけて、市の広報等で、市民等に広く認識をしてもらうための周知もちゃんとやってくださいよということをこの市の責務というところで具体的な項目として書かせていただいております。

７ページに行きまして、ここで議会の責務というものが出てまいります。

実はこの中小企業の振興条例というものに関しては、もう数多くの県であったり、市であったり、町であったりで制定をされておりますが、議会というところの責務というのはあまり明記をされておられません。私どもは、今回は議会でこの条例をつくっているのです、当然議会の責務というものも明記をさせていただいておるということになります。同じように、議会の責務が明記をされているところといえますと、静岡県磐田市さんの条例に関しては、議員提案条例でありますので、議会の責務というものが規定されていますので、この四日市の条例としても、ここは明記をしていきたいということを７ページのところ、議会の責務でうたっております。

次、８ページ、９ページのところになります。

８ページの中小企業の皆様に関しましては、役割というものと、そしてご努力もいただきたいということについて記載、明記をさせていただいているものでございます。

９ページ進みますと、ここで中小企業の条例であります、大企業さんの役割というものについても明記をさせていただいております。特に条例の中にはあえて入れておりませんが、解説のところのちょうど真ん中辺、３段落目になりますか。大企業は自ら事業活動を行う上で中小企業等が対等なパートナーであることを認識するというふうな、こういう意味を込めて大企業の役割というところについての規定もさせていただいておるのが、この９ページ、大企業の役割というところになってまいります。

次、１０ページに行きますと、本日、多数ご参加をいただいておりますが、経済団体の方々についても役割をお願いするところについての記載がこの第８条、１０ページのところでございます。

１１ページのところに行きますと、第９条で労働団体の役割ということを明記させていた

だいております。今日もお二方、ご出席をいただいておりますが、この労働組合の役割というものが明記をされているといたしますと、先頃、制定されました桑名市さんがこの類似の条例をつくられておりまして、その中に桑名市さんも労働団体の役割というものは明記をされているものでございます。趣旨といたしましては、労働者の福利厚生の向上等々で、それで、そういう労働組合がきちんと役割を果たすことによって中小企業等の振興にもという、そういうつながりになっているとご理解をいただきたいと思います。

12ページ、第10条になります。ここは金融機関さんへということ役割という形になりますが、一文設けさせていただいております。もちろん事業をするに当たって、金融機関の役割というものは欠かせないというところでありますので、記載をさせていただいているものでございます。

13ページ、ここは学校及び大学等の協力と、そういうふうさせていただいております。今までのところが責務であったり役割という表現でございましたが、学校、大学等に関しましては協力という、こういう表現で第11条をお示ししているということをご理解いただきたいと思います。ですので、学校さんの中においては、教育活動の中で、中小企業というものが大事なんだよということに関して、きちんと、学校ですので、生徒の皆さん、児童の皆様にもお示しをいただきたいと思いますというふうなことが求められておりますし、大学等になりますと、そこに加えて、人材育成云々というところについても記載させていただいている、これが第11条、13ページのところでございます。

14ページ、ここの第12条、市民等の理解及び協力ということになります。ですので、市民の皆様に対しては、この中小企業の皆さんが重要な役割を果たしているということをご理解いただいた上で、そして市がこれから様々に中小企業の振興施策を打ってまいりますので、それに対しての市民の皆様にも協力というふうな形になりますが、お願いをしたいんですよ、そんなことを第12条でしたためさせていただいているものでございます。

そして、15ページ、第13条の基本方針というところになります。ここではある程度、具体的なところが複数出てまいります。市はどういうことをやるべきなんだということに関しての記載を多数明記させていただいております。総論としては、第13条の最初のところにありますように、中小企業等の振興に関する施策を講じなさいということをご明記させていただいた上で、(1)でいきますと、最近かなり問題にもなっていますが、創業もそうですし、承継ということ、このことに関してもしっかりと市は施策を講じていただきたいと思いますということが書かれております。

そして、(3)、第3号のところですが、多様な人材を確保というところで書いていますが、これは下のところの解説でご覧をいただければ確認ができるんですが、最近が多様な人材、例えば、真ん中からちょっと下のところになります、第2号ではの次に第3号ではということで、多様な人材の確保とさせていただいております。具体的には、もちろん女性であり、高齢者であり、障害者、そして外国人、様々な人材が多様な人材の中には含まれようかと思いますが、そういうことに関しても、就業の機会ということを明記しているというものでございます。

そして、最後のところになります、ここの第10号というところになります。災害等に関するということで、幸いにして、この辺、あまり大きな自然災害等はないんですが、日本全体を見渡すと、様々な災害も起こっているところでもあります。そのことに関して、条文といたしましては、このような急激な変化に対応することとありますが、その意味といたしましては、解説の一番最後の辺りをご覧いただければ分かるんですが、例えば、BCP、事業継続計画、この策定支援というふうなことにしても、市はぜひ行っていただきたいということに関してしたためさせていただいている。こういうふうなものを、これらの10個の基本方針に基づいてこの条例をやっていきたいということを明記させていただいております。

めくっていただきまして、第14条、16ページになります、ここも一つ特徴的なものにはなろうかと思えます。市に対しまして、中小企業等振興戦略プランというものをぜひつくっていただきたい、それを策定するものとするということをこちらの第14条で明記させていただいております。そして、そのプランも策定をいたしますし、次の第15条、17ページもご覧をいただきますと、中小企業等振興の審議会というものを置くということもこの条例の中で規定をさせていただいております。本日お越しをいただいている皆様等、関係する団体の皆様で審議会をつくりまして、それに基づいた上で、行政側として、中小企業の振興の役割というものを具体的に協議していくということにさせていただいております。委員会の中のところで言いますと、実はこの審議会というところで、第15条の第3項をご覧いただきますと、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるというふうに今回させていただきましたが、本当はここも具体的なところについて記載もしようかと思っていたんですが、この審議会、運営するのは当然行政側、市側になりますので、ここに関しての条項について、詳しいことに関しては市長が別に定めるという形で、理事者側に託すということをさせていただいております。

18ページに進みまして、第16条、財政上の措置ということでありまして、文章としては非常に簡潔ではありますが、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、このように記載をさせていただいております。今現在でも、もうご出席の皆様、ご承知のとおりで、行政側として様々な施策は打っているところでございますが、それをこの条例というものの下にきちんと体系的にやっつけよう、こういうことを示しているのがこの第16条ということでお読み取りをいただければと思っております。

最後、結びになります。第17条のところでは、条例というものは当然社会情勢が変われば場合によって変える必要もあるというのが条例でありますので、見直しのことの規定をさせていただいておりますし、最後、20ページのところで、委任というところ。これも条例の手続的なものになります。市長に実際の運用に関してはちゃんとやってくださいよということ委任をするということ。第18条で締めくくりとさせていただきます。

以上が、今回、素案として、私ども特別委員会の委員でまとめさせていただいたものでございます。かなりはしょって駆け足でご説明もさせていただきましたが、これよりは、順を追ってというよりも、本当に気になったところを順次で結構かと思っておりますので、ここについて、どういう意味なのか、場合によっては、ここはもっとこうしてほしいですとか、感想的なものでも結構なんです。ご発言をぜひ積極的にいただければと思っております。ご発言に際しましては、挙手いただきまして、私のほうで指名をさせていただきますので、ご発言をいただきたいと思いますと思っております。

では、いかがでございましょうか。

口火を切るのは大変そうなので、すみません、山下専務理事、お願いいたします。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

ご指名いただきましたので、私のほうから何点かご質問とご意見を申し上げたいなと思っております。まず、大きな意味で、三重県にもこの条例というのはございますが、今回、市のほうでつくられると、議会さんのほうでつくられるということなんですけど、特にそこで、今回、これのことについては盛り込んだとか、最初も若干聞いたんですが、再度、このところには力を入れたんですよというのがあれば教えてほしいなというのが1点です。全部あれでよろしいですか。

○ 加納康樹委員長

じゃ、1個ずついきましようか。

委員それぞれにも様々な思いもあろうかと思imasので、今のところに関しまして、私としてはというものがありましたらば、委員の方でご発言いただければとも思imasが、いかがでしょうか。

じゃ、樋口委員、お願いします。

○ 樋口博己委員

樋口です。よろしくお願いします。

私が一つ感じている、考えているところは、第15条の、四日市市中小企業振興等審議会、これ、いわゆる客観的に当事者が見ていただいて、議論いただいて、市に諮問いただくという観点だと思っておりますので、県は県でやるんでしょうけれども、やはり市の地元の当事者の方で議論いただいて、ご意見いただきたいという意味で、やはり四日市市で必要なだろうなと私は考えております。

○ 加納康樹委員長

他の委員の方も何かいかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

ないようであれば、私のほうからざっと総論的に申し上げれば、後段にありました、今、樋口委員からもありましたが、審議会であつたり、プランも立ててくださいよというところ。そして、言葉として、創業はもちろんですが、承継という言葉も、今の社会的な問題でありますので、そこをちゃんと明記もさせていただいたというところ。議会、労働組合の責務というもの、他市のところではあんまりないものになるんですが、そういうこともきちんと盛り込んでいくというところ。財政上の措置というところに関してもちゃんと明記をするというところ。そのようなところは欠かしてはならないものだという形で、今回の条例素案の取りまとめとしているということでご理解をいただきたいと思imas。

続けてお願いします。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

続けてよろしいですか。

○ 加納康樹委員長

続けてでも、今のことも何でも。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

ありがとうございます。非常に多岐にわたって新たなものを盛り込んでいただいているということですので、よく分かりました。

続けてよろしいですか。

○ 加納康樹委員長

お願いします。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

ちょっと細かい話になっていくんですが、例えば、市の責務のところ、第4条、6ページですが、少しこれも言葉の考え方の違いと思うんですけど、今回は推進という言葉で、推進しますよという。他都市の事例なんかを見ますと、明確に実施しますというようなことが書かれているところがあるんですけど、この辺はどのような議論があったのかなというふうに思うんですが。

○ 加納康樹委員長

実施の議論は、委員会としてはなかったかと思っています。さっきも申し上げましたが、具体的にプランであるとか、後に出てきますので、ここは若干総論的に推進でとどめたというところのお読み取りをいただければと思います。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

ありがとうございます。

そうしたら、次にちょっと行かせてもらいます。

次に、これも総論的なことであるんですけど、中小企業と小規模企業ということで、等

という形でされているんですけど、他都市とか三重県の条例なんかを見ていますと、明確に中小企業と小規模企業の中身について、少し小規模企業のほうを踏み込んだ形で書いているんですけど、その辺はどのような感覚でされているのかなと思うんですが。

○ 加納康樹委員長

まず、委員の皆様で何かご意見があれば。考えがあれば。

冒頭申し上げましたように、本来であれば、もう言葉としても中小企業で小規模企業も含むというところでのスタートだったんですが、委員のほうから、やはりこの小規模企業というところをちゃんと文に明記するべきだという意見があって、このようにさせていただいたところなんです。確かにおっしゃるとおりで、そこで小規模企業というものに限ったフォーカスというのは、確かに見られないといえれば見られないのかもしれませんが、逆にアドバイスがあればというような話なんです。

山下専務理事、お願いします。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

やっぱり中小企業と小規模企業ではかなりいろんな資産規模とか、その辺が違いますので、一緒くたでこういう形で施策をするということよりも、やっぱり小規模企業はもう少しきめ細かなことに触れていただくとありがたいなというふうに思っています。これは意見で、そのように考えていただけると。

○ 加納康樹委員長

ご意見として賜ります。ありがとうございます。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

続きまして、15ページの基本方針の中で、（3）で多様な人材を確保し、就業の機会を提供することという文言は入れてもらってあるんですけど、人材育成という考え方ですね。そういったものというのは、企業の中においても人材確保、人材育成というのも必要になってくると思うんですが、その文言なんかを少し入れていただくとありがたいという要望でございます。

○ 加納康樹委員長

人材育成ということですね。承らせていただきたいと思います。アドバイスで。ありがとうございます。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

次に、ちょっと戻って申し訳ない。13ページなんですが、学校及び大学等の協力ということで、ある意味、健全な職業観及び勤労観の醸成というふうに書いていただいているんですけど、この条文の中に入れてくれということではなくて、創業をする機運といいますか、自分たちで起業するというようなことについても、解説なんかで少し入れていただくと、商工会議所も今、創業なんかで結構力入れていますので、学校のほうでそういったことも少し教育の中で入れていただくとありがたいなということで、解説ぐらいに入れていただければなというような、これも意見でございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

最後に、すみません、第13条ですが、この中で、（5）特色ある地域資源を生かした、要するに、地域内、地区内の経済循環、地域内でいろいろお金のやり取りというのはぐるぐる回したほうがいいよということだということも理解しているんですが、この特色ある地域資源というのは、具体的にはどのようなイメージをされているのかなと思ひまして。

○ 加納康樹委員長

特色ある地域資源に関しても、まず、委員の皆様で何か思うところがある委員の方がいればと思いますが。

思うところといたしましては、前文等にあるように、本当に地場の産業であったりとか、そういうふうなところを意味しているというところでご理解をいただければとは思っているところではございます。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

それで、少し例えば逐条解説のほうにその辺の内容を書いていただくとよく分かるのかなというふうに思いましたので、その辺も検討いただければというふうに思っております。

○ 加納康樹委員長

どうぞ、お願いいたします。

○ 川谷四日市商工会議所経営支援課長

四日市商工会議所の川谷です。

地域資源に限らず、今後、四日市市内の駅前のほうに新たにホテルが3棟できたり、そういった地域資源に限らず、お金の回る仕組み、ホテルができた結果、市内の飲食店にお客さんが来て、お金が回ると。落としていってもらうとか、そういったお金の回る仕組みを施策としてちょっと検討していただきたい。

○ 加納康樹委員長

なるほど。ありがとうございます。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

ひとまずは、四日市商工会議所からは以上でございます。すみません、多数出しまして。

○ 加納康樹委員長

いえいえ、多岐にわたり、ありがとうございます。

○ 宮崎三重県中小企業家同友会相談役理事

いいですか。

○ 加納康樹委員長

どうぞ、宮崎様。

○ 宮崎三重県中小企業家同友会相談役理事

三重県中小企業家同友会の宮崎です。よろしく申し上げます。

私、三重県のときにもちょっと関わらせていただいて。実はこの5ページの基本理念のところの第1項ですか、中小企業の創意工夫。その次ですよ。これ、実はすごいここが肝だと思うんですけど、経営意欲及び自主的な努力を尊重し。これ、できたときに、補助金をもらえる制度かと思っている人がいっぱいいるんですよ。だから、自主的な努力を尊重しという、ここが実はすごい大事で、企業、あるいはその組合そのものが自主的な努力をするという前提でこの条例がないと、お金頂戴よという、助けてあげるということでは、この条例は全く生きない。これはもう三重県で相当な議論になりました。そういうことに意欲のある者たちを、三重県としては助けて一緒に成長していこうと。これが実は肝だと思います。これがないと、単なる救済条例になるということを非常に危惧しております。

それで、その次、実は、これ、大事なのは、条例をつくることにあんまり意味がなくて、第14条の戦略プランがどういうプランがあるのかという具体的なプログラムを早急につくらないと、条例だけつくってしまっただけで終わるといふことのないようにぜひともお願いしたい。この戦略プランが実はすごく肝で、これが一つ二つ出てくると、市民並びに企業の関心が一挙に高まります。これを早急に具体的なプランをつくっていただければと。

そのうちキーワードは二つ、私はあると思うんですが、これは1ページにあります、中小企業の今、喫緊の問題は、人手不足と後継者不足です。これが、例えばここに書いてあるように原材料コストの上昇、不安定な経済状況は四日市市では解決できません。コストが上がるのを下げるとか、不安定な経済状況を改善しようというのは四日市市では無理です。四日市市としてできるのは、人手不足と後継者不足をどう解消するかという具体的な戦略は立てられるはずなんです。これについて、具体的に四日市市としてどうするかというのが喫緊の課題ではないかと。恐らく後継者不足の問題については、商工会議所の皆さんがいろんなプランニングを立てていらっしゃると思いますので、私は実は人手不足については、非常に具体的なプランニングを持っておりますので、また後で、もし機会があればお話をしたいと思っております。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ぜひご指導もいただきたいと思っております。ありがとうございます。その宮崎さんがおっしゃっていただいたところを本当に肝としてというところでの条例策定であり、今後の運用というところは心がけていきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、もうどなたでも、どの観点からでも結構です。

種村様、お願いします。

○ 種村連合三重三泗地域協議会事務局長

連合三重三泗地域協議会の種村でございますが、連合三重三泗地域協議会を代表してというか、そういう形になると思いますけれども、ちょっと組織の紹介もしながら発言させていただきたいと思います。

私どもの三泗地域協議会は、連合三重、今13万人、組合員がいるんですけれども、そのうち3万3000人の組織でありまして、91組合が今加盟していただいております。三重県内に10地域協議会というのがありますけれども、その中で一番大きな組織でございます、区域としては四日市市と三重郡にある労働組合で組織しております。

本条例の素案を見せていただきましたけれども、やはり企業規模なり付加価値額ともに、四日市市だけではないんですけれども、中小企業や小規模企業が占める割合が高いということでございますので、ここに書かれておるように、中小企業の役割を重視するであるとか、中小企業を地域で支えることを行政の柱としていくということを明確にするためにも、この条例というのは必要な条例であると考えております。

例年、連合三重のほうであったり、私どもの三泗地域協議会もそうですけれども、連合三重のほうは県であったりとか、県の労働局であったり、経営団体の皆さんであったりとかに要請書とか、懇談の場を設けておりますけれども、三泗地域協議会のほうも、四日市市長であったりとか、三重郡の各首長さんであったりとかに要請書の提出であったり、懇談の場を実施しております。昨年の10月31日にも、森四日市市長に対しまして、来年度の予算であるとか、事業に反映されるように要望書も提出して意見交換もしたところでありますし、その中で、中小企業の振興基本条例の制定であるとか、また、制定することによって、労働条件の向上であるとか、賃金水準の向上が確保されるのでありますので、ぜひということで要望したところでございます。今回、議員提案という形でありますけれども、私たちの要望が議論されているということは注目もしておりますし、非常に期待しているところです。

ちょっと素案を見せていただくと、幾つか労働団体の記述もございますので、例えば第3条の基本理念、こちらについても労働団体という言葉が明記されておりました、中小企業や関係の皆様相互の理解とかを深めて連携・協働を図ることであったり、第4条の市

の責務でも、私たち関係団体の意見の反映に努めること、また、第9条には、先ほど紹介、委員長からありましたけれども、労働団体の役割というところが明記されておるということで、その分、しっかり役割を果たす責任、義務も生じますけれども、一緒に中小企業の振興を図っていくという意味では、一緒に目標に向かっていけるという意味では大切なことなんだなと思っておりますし、第13条の基本方針にも、多様な就労形態や労働環境の維持向上、また、人材の確保、関係団体の相互の連携促進が記載されておりました、私たち労働組合としても評価できる部分であると思っております。また、第14条では、戦略プランの策定とか、5年ごとの検証とか、検討が記載されておりました、PDCAサイクルと申しますか、そういうことが確実に回っていくということで、この条例を生かしていくという視点でも大切な部分であるのかなと思っております。また、第15条の審議会の記載もありますけれども、私たち労働団体もぜひ参加させていただいて、意見反映させていただきたいと期待しておりますのでございます。

どちらにしても、基本条例ができることで、この地域の皆さんが元気になって、子供、若者が増え、また、魅力あるまちになることで、雇用も生まれて、中小企業の皆さんが元気になって、働く者の賃金水準とか、労働条件が向上されるということも含めて、ひいては所得税や法人税の税収も安定していくのではないかと感じておりますので、このサイクルがうまくなると期待しておりますし、先ほどもありましたけれども、この条例ができるだけではなくて、より具体的な施策が実施されることが何よりも重要だと考えておりますので、速やかに可決されて、条例ができることを望んでおります。ちょっと意見みたいな形ですけれども、よろしく申し上げます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、きちんとこれから、条例の制定、そしてそれだけではなくて、そこから先のということに関しても、議会側としてもきちんと見届けていくということはしていきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、皆様いかがでございましょうか。どういう観点でも結構です。

どうぞ、お願いいたします。

○ 成川三重県中小企業家同友会事務局長

三重県中小企業家同友会事務局の成川と申します。

少し質問になりますけれども、よろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員長

はい。

○ 成川三重県中小企業家同友会事務局長

第15条で設置されております審議会なんですけれども、これは戦略プランを立てるための審議をする会なのか、第17条の条例の見直しの検証を行う位置づけの審議会なのかというところが、まずどちらかというのが。イメージとして。

○ 加納康樹委員長

まず、その点に関しましては、戦略プランというものはプランでありますし、先ほど宮崎理事のほうからもあったように、プランは大事、それは立てますが、審議会というのは、その後、継続的にということになります。別といえば別です。

○ 成川三重県中小企業家同友会事務局長

別ということですね。

であれば、戦略プランを検討される際に、これはぜひお願いをしたいんですけれども、起業家を、ぜひその戦略を立てる際に、意見を求める場なり、検討をする会に入れていただければと思います。

それと、審議会のところ、これは三重県の条例の審議会といいますか、もそうなんですけれども、ややもすると事務方ばかりが集まっての会議になりがちなんです、やはりそこで生きた意見を集めようと思うと、起業家の方々が加わっていただくことのほうが、より効果が高まると考えますので、そこの辺りはちょっと一つ工夫をしていただければと思います。

また、条例の見直しの検証の部分については、5年を超えない期間ごとでということですか。これ、毎年ではないということですか。

○ 加納康樹委員長

そうですね。毎年というところまでは。5年を超えない期間ですから、何かあれば変えることは当然できるという意味を含んでいるんですけど、毎年かというところ、そこまでのものにはなっていないのはなっていないです。

○ 成川三重県中小企業家同友会事務局長

審議会のほうは毎年ですか。

○ 加納康樹委員長

イメージとしては、審議会に関しましては、毎年というか、もうそれこそ年に数回ぐらいはというイメージではおりますが。

○ 成川三重県中小企業家同友会事務局長

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

今のやり取りのところ、どちらかというところ、条例の制定後の行政側に委任するところも大きいので、今のご意見に関しまして、即答まで、完璧な回答はできないかと思いますが、プラン、審議会のメンバー構成云々のところで、現時点で理事者の思いを発言できる範囲で結構ですので、あれば。

部長、お願いします。

○ 石田商工農水部長

商工農水部長、石田でございます。お願いします。

今おっしゃっていただいたように、プランをつくる時、それから検証する時は、この条例にはそれぞれ主体の役割とか、することが書いてありますので、そういった方々の視点というのは絶対要ると思います。どういうふうなバランスにするかというのはまたこれから考えていきますけど、該当される方には、審議会なり、プラン作成の委員会か何かをつくると思いますけど、そういったところには参画していただく方向で考えていきたいと思っています。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。そういう方向性で、今後も注視をしてまいりたいと思います。
ありがとうございます。

他のご出席者の皆様、どういう観点でも結構ですが、ありますでしょうか。
お願いいたします。

○ 熊本萬古陶磁器振興協同組合連合会理事長

萬古陶磁器振興協同組合連合会理事長の熊本です。よろしくお願いします。

我々としては、この条例については前向きに、ありがたいことだなと思っております。

内容的にも、我々の業界を取り巻く物産であったり、観光であったり、飲食とか、いろんなものも含まれてくるようなということで入っていますし、あと、人材とか、会社を運営している地域とかという部分も入れてもらってありますので、いいんですけども、まず、ちょっと萬古焼の地場産業でいうと、先ほど少しお話がありました、中小企業なのか、小規模企業なのかというところでいくと、萬古焼の場合は9割が小規模企業になっております。確かにやはり小規模企業ですので、本当にもう2人とか、3人というのが多いですので、その辺でやはり考え方も大分違うと思いますので、その辺もきちっと酌んでいただいて施策をしてもらうとありがたいかなと思いますけれども、先ほどからも出ていますけれども、ポイントとしては、ちょっと気になるのは、やはり第14条、第15条。ここのプランを立てて運用してというところはどうなってくるのかというところと、先ほど言った、小規模企業とか、組合がありますので、周知はするようにはしますけれども、実際は組合員にどういうふうに周知をして理解をしてもらうかというところが課題になってくると思いますので、またその辺もよろしくお願ひしたいなとは思っています。

以上です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

周知云々というところでいえば、条例の中で、市にも広報することも示しておりますが、当然私どもも、条例をつくっていくのが議会でありますので、議会からの発信ということも、これは当然心がけていきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、ご出席者の皆様、いかがでございましょうか。

どうぞ、森さん、お願いします。

○ 森四日市商店連合会長

四日市商店連合会の森です。

四日市商店連合会という名前ではありますが、実はもう商店街の連合会という意味合いもかなりありまして、商店街という部分につきまして、商店が集まったその通り沿いに発展会ができてというのが、平成の最初の頃ですと、30発展会ぐらい四日市市内にあったんですが、昨年でいうと、14発展会まで下がっております。あと、大きな振興組合というのが一番街をはじめとして四つあるんですが、そこが頑張っている以外に発展会というのが毎年、1か所、2か所という感じでなくなっていきます。もうちょっと会員がおらんのでやめさせてもらう、会費をよう払わんからやめさせていただく、そういう小規模、零細のお店ばかりでして、何とかやってくれとは言うんですが、それが減っていくというのが現状でありまして、そういう小規模事業者の商業者という部分の何か明記といいますか、そういう名前をちょっと入れていただきたい。発展会とか、そういうこともちょっと中に入れていただけやんかなというふうなことは思います。それにつきましても、やっぱり全体として、この条例を制定しても、私たちには関係ないなというところが出てくると思いますので、やはり具体的なプランというのをお示しいただいて、これなら乗っていけるよなというようなことがあれば乗っていききたいなというふうに、具体的に考えられるようなことをお示しいただきたいということと、それから、商業者の中でやっぱりちょっと元気のあるところはネット通販なんかをやっている。店は大したことないけど、中で、結構売っているのよというところがありますので、そういうところを伸ばしたりとか、やっぱり発展会、商店街というのは、どうしても人目を引きますので、四日市市民であれば、あのまち、あかんようになったな、ちょっとよくなったなとかということがすぐ分かりますので、そういう部分にちょっと光を当てていただきたいなと思います。

以上。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。ご指摘の点に関して、盛り込めるものがあれば後に委員のほうでも協議もしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ちよっとこちらから。副委員長、どうぞ。

○ 上 麻理副委員長

皆様のご意見、ありがとうございます。

二、三、ご確認をさせていただきたいところがあるんですが、まず、商工会議所、山下様のご意見なんですけれども、三重県条例で当たるところの、三重県条例第15条の小規模企業に対する支援というところのご質問だったかと思うんですけれども、これに対しまして、例えばこれを盛り込むときに、三重県条例と同じように小規模企業というクローズアップをしたほうがいいのか、例えばこの条例で言いますと、経済団体の役割の部分に、そういった逐条解説の中に小規模企業というものをクローズアップして商工会議所さんの責務として載せて、文言がちょっと三重県条例にもあるんですけれども、文言を載せていったほうがいいのか、また、市の責務として小規模企業に対しての文言がいいのか、どのような形のほうがスムーズだと思われませんか。

○ 加納康樹委員長

山下さん、お願いします。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

当然商工会議所の役割として、小規模企業も中小企業さんも、その支援というのは当たり前の話になってきますが、ですが、条例の中で、商工会議所の中に入れるというよりも、やっぱり条文として、小規模企業は少し考え方を異にするといいですか、イコールではやらないよと。特に気をつけてやりましょうというのを盛り込んでいただくとありがたいということで、条文の中に入れてほしいということです。

○ 上 麻理副委員長

ありがとうございました。理解いたしました。

○ 田中 徹委員

関連で、よろしいですか。

○ 加納康樹委員長

じゃ、どうぞ、田中委員。

○ 田中 徹委員

ありがとうございます。ここの文章は、結構委員会の中でも、いわゆる小規模というのが、僕らはよく小規模事業者という話を商工会議所さんがされると思うんです。僕らみたいなちっちゃな会社は小規模事業者になっているわけなので、小規模事業者というのがいいのか、それとも小規模企業、これ、中小企業基本法では小規模企業という形で出てくるものですから、やはり条例としてつくらせていただくときに、小規模事業者というような形ではなくって、小規模企業という形で明文化させていただいているんですけども、そこは一線を画して、小規模事業者をクローズアップさせて条文のほうに載せたほうがいいのか、それとも、それはまた別項目みたいな形で、小規模事業者、本当に中小企業とはまたちょっと違う、私たちが今生活している中で、一生懸命されている方、起業家もいらっしゃると思うんですけども、そういう部分として条例化したほうがいいのかというのをちょっと教えてもらえるとありがたいなと思うんですが。

○ 加納康樹委員長

山下さん、お願いします。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

三重県条例なんかを見ていますと、例えば県は経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するということで、あくまでも小規模事業者という言葉は、小規模企業というのかは、定義をしていただければ一緒のことなので、定義をしていただければいいと思いますが、あくまでも小規模の企業さんに対しては少しイコールの政策ではなくて、もう少しきめ細かにしていただかないと、中小企業さんと一緒の施策では、もしかすると渡り切らないといえますか、それでフォローできないというようなこともあるかも分かりませんので、小規模企業のところだけはちょっと特別に特出ししてほしいと、こういう思いでございます。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

田中委員、よろしいですか。

○ 田中 徹委員

了解しました。ありがとうございました。

○ 武藤商工農水部理事

今の議論を整理のために補足させていただくと、今第13条の基本方針を見ていただくと、15ページですけど、こちら、基本方針に基づいて中小企業、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、振興施策を講じるものとするというふうに条文は整理しておりまして、ここに山下専務理事のご指摘の意図を含めて少し文言を修正するのか、もしくはここである程度読めているということになるのか、そこがちょっと今の論点を整理すると議論すべき点かなと思ったので、発言させていただきました。

○ 加納康樹委員長

すみません、ありがとうございます。

山下専務理事からそういうご指摘もいただきましたので、ここで包含するのか、ある程度はもう少し何か条文を付け足すのかというところに関してはもちろん承って委員会のほうで後に協議はさせていただきたいと思います。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

よろしくご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

続きをどうぞ。

○ 上 麻理副委員長

続けてよろしいですか。

同じく、山下専務理事にご確認なんですけれども、15ページの基本方針の中の多様な人

材を確保しというところも、三重県条例のお話をさせていただきましたが、三重県条例第17条にしっかり載っている文になってくると思うんですけども、確かにこの逐条解説にこの部分の説明が簡単にしか載せていないものがこうやってありますので、三重県条例、しっかり作り込んでいるものがございますので、そういった部分も踏まえて、もうちょっと逐条解説に載せたほうが良いというような解釈でよろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員長

山下さん、どうぞ。

○ 山下四日市商工会議所専務理事

これについては、三重県条例でいくと、明確に人材の育成及び確保と、こういうことを書いてもらっていますので、私どもの思いとしては、ここの条文のほうに、多様な人材確保の前に、人材の育成も同時に載せていただきたいというような思いです。

○ 上 麻理副委員長

理解いたしました。また委員のほうで検討させていただきます。

私のほうは取りあえず以上です。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

ご出席の皆様、いかがでしょうか。

宮崎さん、お願いします。

○ 宮崎三重県中小企業家同友会相談役理事

これ、いずれ、条例が制定されて審議会が始まった後の話なので、ちょっと先走り過ぎなんですけど、やっぱり行政というのは、私もいろいろ関わってきましたけど、前例のないことをやらないんですよ。桑名市さんを見ていると、この間、カスハラ条例って、恐らく全国で初めてだと思うんですね。初めてやるだけであれだけ取り上げられるんですよ。それで、あれだけ話題になって、あれだけ桑名市のある種知名度が上がって、あそこでは非常に厳しいことを決められて、あそこでは変なカスハラはできないなというふうなイメ

ージで、非常にいいまちだなというふうに思っている人がたくさんいると思います。それは、例えばこのプランで、中小企業・小規模企業振興条例に基づく施策というのは、これは他市でやっているのとか、他の県でやっていますかというのは必ず出るんですよ。それ、やっていないことをやるべきなんですよ、実は。私も三重県のとくに、もう鈴木英敬さんと、それ、ばりばりにやりましたけど、やっていないことをやるのが実は非常に価値がありまして、条例はもうその施策をやっていることをずっとやって、アリバイがあることをやっているというのは本当に企業から言うと、二番煎じ、三番煎じで価値が半減するんですね。そういう新しいことをやると、新しい企業をここで創造しようとか、ここで事業承継をずっと続けていこうとか、あるいはここで就業機会を得ようとかという企業なり、市民がたくさん出てくるはずなんです。ですから、そういうことを恐れずに、ぜひともプランニング、あるいは審議会で議論するとき、それが過去に他市でやったかどうかということは検証しないでやっていただきたい。ぜひとも新しいことを生み出すような気概でやっていただきたいことをあえて申し上げたいと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。ぜひそのような方向で、運用は頑張りたいと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。どのような観点からでも結構でございます。

○ 樋口博己委員

先ほど、宮崎様からのご指摘、ありがとうございます。まさしく今日、委員長の計らいで関係団体にお越しいただいて、意見を述べていただく機会を行政がしっかり聞いていただいていますし、私たちも承りましたので、これが始まりだと思っておりますので、審議会のメンバー、しっかりと構成を考えていただいて、ご意見を、物言う審議会にさせていただきたいと思います。切に私からもお願いをさせていただきたいと思います。委員会も同じ意見だと思っております。

○ 加納康樹委員長

そのとおりかと思えます。ありがとうございます。

あと、皆様いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

特にご発言がないようであれば、皆様からの意見聴取ということに関しましては、以上とさせていただきたいお時間かとも思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。1時間ほどございましたが、皆様から本当に多数の貴重なご意見を賜れたというふうに思っております。本当にありがとうございました。

これを受けまして、委員のほうで、この意見、採用できるものと賜れるものをできるだけ盛り込む形で、最終の素案という形にさせていただいて、それに関しましてはもちろん皆様のほうにもフィードバックもさせていただきますし、後には市民の皆様全体に向けてのパブリックコメントというステップも踏む予定でおりますので、その際にも改めて、あればご意見も賜ればというふうに思っている次第でございます。

それでは、ご出席いただきました参考人の皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、参考人としての皆様からの意見聴取としては終了とさせていただきたいと思えます。今日のご出席ありがとうございました。

ここで、一旦休憩ということになります。後にまた委員の皆様はご参集ください。

11:03 休憩

11:16 再開

○ 加納康樹委員長

それでは、委員会を再開させていただきたいと思えます。

参考人の皆様から様々なご意見をいただきました。最終調整、正副委員長のほうでさせていただきますが、いろんないただいた意見で、ここはというところの確認ぐらいは今し

ていきたいと思っております。

まず、山下専務理事からもらった小規模企業というところにフォーカスすることをお願いしたいというご注文もありました。ただ、武藤理事のほうから助け船を出してもらいましたが、第13条で特にとりうふうなくだりも入っているので、ここでうまく逃がすことができるのかどうかというあたりなんです、まず、小規模企業というものをよりフォーカスすべきではないかというところに関しては、委員の皆様、いかがなところでしょうか。

○ 平野貴之委員

多分山下さんもこの辺を読み込んだ上でのあの発言やったと思うので、できたら小規模企業に特化した条文を入れられるのなら、三重県みたいに入れたほうがええのかなと思いました。

○ 加納康樹委員長

というのが平野委員のご意見です。

皆さん、いかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

今さら大きく体系を崩すことは正直できないと思っておりますので、全体に影響が出ない範囲でもしそういうことができればというところを少し調整してみたいとは思っております。

私から気になったところだけざっと言いますので、私の漏れたところは皆さんから後でおっしゃっていただきたいと思っております。

商店連合会さんのほうからあったところ、発展会とか、零細な商業者というところに関してというところなんです、第8条の経済団体の役割の解説のところ少し触れられればいいのかという感じで受け取ってはいましたが、皆さん、あのくだりに関してのご意見があればお願いします。

○ 樋口博己委員

小規模企業はちょっとフィーチャーしていただきますので、委員長のとおりに、解説の中で、商店街というか、商店なのか、そういう文言をちょっと入れていただいたらいいんじゃないかなと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他の委員の方では。

(なし)

○ 加納康樹委員長

次は、気になったところでいきますと、13ページ、第11条、学校云々というところで、ここで、この学校に対して、勤労観云々もあるけど、創業というふうなそういう概念に関して、学校教育の中に入れてほしいというふうな、そんなご意見もあったところですが、この項目に関しては、条文なのか、解説なのか等も含め、いかがなご感想を持たれましたでしょうか。

○ 樋口博己委員

これは今後の人手不足という観点からすると、ちょっと条例にその文言を上手に入れていただいて、それこそ起業家の皆さんにはそういう面での教育の支援や協力も求められるような、それは書くあれではないんですが、そういう意味も込めて、ちょっと文言を条文の中に入れていただいたらどうかなと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

他の委員の方はいかがでしょうか。

(なし)

○ 加納康樹委員長

では、次、気になったところを申し上げますと、第13条のところでありました。特に第3号の多様な人材確保もそうだけど、人材育成という概念についても触れてほしいというところもあったかと思います。この点に関してはいかがでしょうか。

○ 上 麻理副委員長

山下様からは、条文にしてほしいという趣旨の発言があったのですが、これを条文にしてしまうと、この第13条が全体的にちょっとずれが出るのかなというところは感じたところでございますが、皆さんの的にはどういうふうに思われましたでしょうか。

○ 加納康樹委員長

ずれというのか、第3号のところに育成というところも追記というのもありなのかなと思いつながりながら聞いていましたし、もちろん解説をさらに厚くするというのもありかなと思いつながりながら話も聞いていましたが、他の委員の方、いかがですか。

○ 平野貴之委員

僕も第3号に入れるのは可能かなと思います。

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。

では、預らせていただいて、正副委員長で整理したいと思います。

あと、同じページでいくと、第5号のところ、特色ある云々というところに関しては、これは逐条解説で第5号に関してを少し解説しようかなとご提案をいただきながら思っていました。いかがでしょうか。特色のある地域資源って何という、あのやり取りのところです。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

ありがとうございます。預らせていただきます。

第14条、第15条に関しては、宮崎さんからかなり具体なご指摘、いっぱいいただいたん

ですが、どちらかというところ、プラン、審議会の中というふうなイメージだったかと思うので、条例としてはというのは、現段階で加筆云々というものとは違うかなと思いつつ聞いてはありました。

○ 樋口博己委員

私も条例をいろいろということではないと思っておるんですけども、少し解説の中で、そんなニュアンスをちょっと触れていただいたらいいのかなと思うんですが。

○ 加納康樹委員長

そうですね。逐条解説が割とさらっとした逐条解説に第14条も第15条もなっているので、逐条解説の中で軽くエッセンスを入れて、あまりがちっと入れると理事者が身動き取れなくなるとも思いますので、エッセンスは入れる程度の逐条解説というのはありかなとは思っています。

私の気になったポイントとしては以上です。皆さんのほうで、あの意見のところはというのがあればおっしゃってください。

(なし)

○ 加納康樹委員長

逆に理事者の皆さんで、やり取りを聞きながら、ここってどうなのとかがもしあれば。いかがだったでしょうか。特段はよろしかったですか。いいですか。

逆に事務局はいかが。大丈夫。了解です。

では、今確認をしましたので、それらに関してちょっと正副委員長で整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ですので、これから以降の話、日程的なものを含めということでご協議させていただきたいと思っております。本日、意見もらって、今、ある程度、皆さんのご意向も確認しましたので、正副委員長で整理したものを第7回になるのかな、次回でやりたいと思っております。そんなに長時間になるとは正直言って思っておりません。それで確定をして、パブコメに持ち込むという確認の事項です。思いとして、2月定例会議は全然無理なので、6月定例会議の上程というのをターゲットにして考えると、ちょっと工夫をした今後のスケジ

ユールを考えております。まず、今回のこの特別委員会としては2月27日、これが一般質問の最終日であります。ただ、最終日で、まだ一般質問がどの程度になるのかということも分からないところなんです。この2月27日は、実は午後に総合計画の特別委員会、全員が出るやつ、それが予定をされておりますので、特別委員会としては、もし、一般質問が午前11時ぐらいまでに終わって、委員会付託してもらって、午前中に余裕があるならば、本会議終了後の午前、ちょっともうここが詰まってしまった場合には、総合計画の特別委員会、これ、もう皆さん参加メンバーですので、それが終わった後で大変申し訳ないんですが、若干残っていただいて、第7回の特別委員会を開催して、今日のところの整理を確認していただきたいと思っております。皆様ご都合はいかがでしょう。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

よろしいですか。本会議午前終了後なのか、総合計画の特別委員会の終了後なのかというのは、一般質問のスケジュール等が出そろった段階で改めて皆様にはご周知をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

そして、パブリックコメントをかけるにいくので、パブリックコメントをかけるに当たって、代表者会議をくぐる必要は実はあります。代表者会議の予定が実は入っていないので、皆様にもしご同意をいただけるのであれば、3月10日に、これ、予算常任委員会の全体会の初日がありまして、それが終わった後、議会運営委員会も予定をされておると。議会運営委員会は3月末の議会をやるやらんとか、そんなところの議会運営委員会になってくるんですが、このところで、議会運営委員会の後、代表者の皆さんは議会運営委員会のメンバーにみんな入っていますので、ここで特別委員会の皆さんがご同意いただければ、ここにちょっと代表者会議の設定をお願いしたいと思っております。そして、パブリックコメントの実施ということにいきたいというスケジュール感を持っております。そんなスケジュールで考えているんですけど、よろしいですか。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、ここで皆さんのご同意をいただきましたので、議長のほうに代表者会議の招集ということで、3月10日の議会運営委員会の終了後というのを上げていきたいと思っております。

そうしますと、だから、3月の中旬から4月の中旬までの1か月間がパブリックコメントの期間ということになってまいります。

ここから先は、すみません、ちょっとまだ日程を本日確定するのは無理なのですが、パブリックコメントの終わった後、ですから、4月の下旬ということになってこようかと思いますが、パブリックコメントを受けたものに関して、皆さんからご意見もいただきたいというふうに思っていますし、もしパブリックコメントから条例の修正が必要であればというところのものを4月の下旬、もしくは5月の中旬、役員選考委員会の前後になるかもしれませんが、そういうところで最終の確定をしていって、5月28日に代表者会議の予定が入っておりますので、ここに向けてパブリックコメントの意見整理も全て終えて、代表者会議でお願いをして、6月定例会議の上程、そして条例制定へという形のスケジュール感を持っているということだけ、本日は皆様に思っておいていただきたいと思っております。日程調整、また改めてお願いをすることになりますが、そのようなスケジュール感だということの共通認識だけ、今日はお持ちをいただきたいと思っております。

逆に皆さんからは何かありますか。

○ 樋口博己委員

これ、特別委員会なので、この調査事項が終わるまでという設定ですよ、最初から。

○ 加納康樹委員長

そうです。

○ 樋口博己委員

年度またいでも。

○ 加納康樹委員長

これは問題ないです。

○ 樋口博己委員

役員選考委員会をまたいでも大丈夫だと。

○ 加納康樹委員長

最悪は大丈夫です。

○ 樋口博己委員

加納委員長が委員長に縛られるということですね。

○ 加納康樹委員長

この特別委員会は。

○ 樋口博己委員

分かりました。

○ 加納康樹委員長

では、そういうふうな最終のスケジュール感ということになります。

理事者の皆さんも何かありますか。特段は。ありがとうございます。

事務局も。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員長

この第7回、2月27日の日の本会議の終了後なのか、特別委員会の終了後なのかというところ。理事者の出席がちょっと難しいかなと思うんですが、特に理事者の出席を委員の皆様、求めなくても、ここは大丈夫ですよ。よろしいですね。

(異議なし)

○ 加納康樹委員長

では、そういう形で第7回は開催をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、すみません、ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、特別委員会、本日は終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

11 : 31 閉議